

議案第 178 号

伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業の設置等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 272 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業（産業污水处理施設を含む。以下同じ。））、農業集落排水事業（コミュニティ・プラント処理施設及び大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設を含む。以下同じ。）及び戸別合併処理浄化槽事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第 7 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 第 8 項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

法第 7 条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて上下水道事業管理者（以下

「管理者」という。) 1人を置く。

第3条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第3条とする。

3 公共下水道事業の名称、計画処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 農業集落排水事業の名称、計画処理区域、計画処理人口及び計画1日平均処理水量は、別表第3に掲げるとおりとする。

5 戸別合併処理浄化槽事業の対象となる戸別合併処理浄化槽は、し尿及び雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を各戸ごと(共同住宅にあつては、各共同住宅ごと)に処理する50人槽以下の浄化槽であつて市が設置したものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

別表中「第2条関係」を「第3条関係」に、「緑ヶ丘東町」を「緑ヶ丘東町」に、「緑ヶ丘中町」を「緑ヶ丘中町」に、「緑ヶ丘本町」を「緑ヶ丘本町」に、「緑ヶ丘西町」を「緑ヶ丘西町」に、「緑ヶ丘南町」を「緑ヶ丘南町」に、「島ヶ原」を「島ヶ原」に、「桐ヶ丘一丁目」を「桐ヶ丘一丁目」に、「桐ヶ丘二丁目」を「桐ヶ丘二丁目」に、「桐ヶ丘三丁目」を「桐ヶ丘三丁目」に、「桐ヶ丘四丁目」を「桐ヶ丘四丁目」に、「桐ヶ丘五丁目」を「桐ヶ丘五丁目」に、「桐ヶ丘六丁目」を「桐ヶ丘六丁目」に、「桐ヶ丘七丁目」を「桐ヶ丘七丁目」に、「桐ヶ丘八丁目」を「桐ヶ丘八丁目」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2(第3条関係)

名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量
上野新都市浄化センター	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1	下水道法第4条第1項の規定により	下水道法第4条第1項の規定により

	項の規定により定めた事業計画に定める区域	定めた事業計画に定める人口	定めた事業計画に定める水量
柘植浄化センター	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める人口	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める水量
せせらぎ浄化センター	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める人口	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める水量
希望ヶ丘浄化センター	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める人口	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める水量
島ヶ原浄化センター	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める人口	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める水量
上野新都市産業 汚水処理施設	上野新都市産業用地の一部		

別表第3 (第3条関係)

名称	計画処理区域	計画処理人口(人)	計画1日平均処理水量 (立方メートル)
上之庄地区農業集 落排水処理施設	伊賀市上之庄の一部、山出の一部	640	173
朝屋百田地区農業 集落排水処理施設	伊賀市朝屋、長田の一部	670	181

下友生地区農業集 落排水処理施設	伊賀市下友生の一 部	600	162
桂地区農業集落排 水処理施設	伊賀市桂の一部	190	52
古山地区農業集落 排水処理施設	伊賀市菖蒲池、古山 界外、鍛冶屋、東谷、 蔵縄手、安場の一 部、湯屋谷	1,430	387
比自岐地区農業集 落排水処理施設	伊賀市摺見、比自 岐、岡波	1,020	276
府中地区農業集落 排水処理施設 (コミュニティ・ プラント処理施 設)	伊賀市千歳の一部、 一之宮の一部、外山 の一部、服部町の一 部、坂之下、東条、 西条、印代、山神、 土橋	5,750	1,554
西高倉地区農業集 落排水処理施設	伊賀市西高倉の一 部	1,280	346
猪田地区農業集落 排水処理施設	伊賀市猪田の一部、 山出の一部、笠部	1,980	535
長田地区農業集落 排水処理施設	伊賀市長田の一部	1,220	330
花之木地区農業集 落排水処理施設	伊賀市大野木、大 内、法花、七本木	1,960	530
西山地区農業集落 排水処理施設	伊賀市西山の一部	520	141
神戸地区農業集落 排水処理施設	伊賀市上神戸、下神 戸、栢川、上林、古 郡、比土	2,600	702

花垣地区農業集落排水処理施設	伊賀市予野、大滝、白檜、治田	1,460	395
依那古地区農業集落排水処理施設	伊賀市依那具、城ヶ丘、市部、才良、沖、上郡、下郡、下郡南、森寺	2,720	735
壬生野東部浄化センター	伊賀市山畑の一部、川東の一部	1,440	389
上三ヶ区地区農業集落排水処理施設	伊賀市島ヶ原の一部（大道、奥村、中村（桜ヶ丘地区を除く。））	780	211
中矢地区農業集落排水処理施設 第1	伊賀市島ヶ原の一部（中矢（高坂地区を除く。））	340	92
中矢地区集落排水処理施設 第2（単独）	伊賀市島ヶ原の一部（中矢（高坂地区））	20	5
平田地区農業集落排水処理施設	伊賀市平田の一部	460	124
真泥地区農業集落排水処理施設	伊賀市真泥の一部	390	105
奥馬野地区農業集落排水処理施設	伊賀市奥馬野の一部	150	41
広瀬川北地区農業集落排水処理施設	伊賀市広瀬の一部、川北	360	97
鞆田地区農業集落排水処理施設	伊賀市上友田、中友田、下友田	1,380	373
大山田農業集落家	農村総合整備モデ		

庭生活雑排水処理 施設	ル事業等により設 置された排水処理 区域		
----------------	----------------------------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
(伊賀市公共下水道事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例及び伊賀市浄化槽事業財政基金条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 伊賀市公共下水道事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 78 号）
  - (2) 伊賀市浄化槽事業財政基金条例（平成 16 年伊賀市条例第 107 号）  
(伊賀市行政組織条例の一部改正)
- 3 伊賀市行政組織条例（平成 16 年伊賀市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

「建設部

- (1) 土木建設事業の総括監理に関すること。
- (2) 用地取得等に関すること。
- (3) 道路及び橋梁（ひょうりょう）に関すること。
- (4) 河川及び砂防に関すること。
- (5) 下水道に関すること。
- (6) 都市計画に関すること。
- (7) 建築及び営繕に関すること。
- (8) 市営住宅に関すること。
- (9) 建築指導に関すること。

第 2 条第 1 項中

を

」

「建設部

- (1) 土木建設事業の総括監理に関すること。
- (2) 用地取得等に関すること。
- (3) 道路及び橋梁（ひょうりょう）に関すること。
- (4) 河川及び砂防に関すること。
- (5) 都市計画に関すること。 に改める。

(6) 建築及び営繕に関すること。

(7) 市営住宅に関すること。

(8) 建築指導に関すること。 」

(伊賀市職員定数条例の一部改正)

- 4 伊賀市職員定数条例（平成 16 年伊賀市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項第 1 号イ中「702人」を「688人」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 水道事業及び下水道事業の職員 55人

(伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 5 伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、「次項」の次に「及び第 12 条」を加え、「水道事業給与条例」を「上下水道事業給与条例」に改め、同条第 3 項中「水道事業給与条例」を「上下水道事業給与条例」に改める。

第 12 条中「水道事業給与条例」を「上下水道事業給与条例」に改める。

(伊賀市特別会計条例の一部改正)

- 6 伊賀市特別会計条例（平成 16 年伊賀市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、伊賀市農業集落排水事業特別会計、伊賀市公共下水道事業特別会計及び伊賀市浄化槽事業特別会計」を削る。

別表伊賀市農業集落排水事業特別会計の項から伊賀市浄化槽事業特別会計の項までを削る。

(伊賀市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 伊賀市農業集落排水事業特別会計、伊賀市公共下水道事業特別会計及び伊賀市浄化槽事業特別会計の廃止の際同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産については、伊賀市下水道事業会計に帰属するものとする。

- 8 この条例による改正前の伊賀市特別会計条例第 3 条に規定する伊賀市農業集落排水事業特別会計、伊賀市公共下水道事業特別会計及び伊賀市浄化槽事業特別会計の平成 28 年度の決算については、なお従前の例による。

(伊賀市農業集落排水事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 9 伊賀市農業集落排水事業施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 16

年伊賀市条例第 83 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「伊賀市農業集落排水事業特別会計予算」を「伊賀市下水道事業会計予算」に改める。

第 5 条中「市長」を「上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)」に改める。

第 6 条中「市長」を「管理者」に、「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

第 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

(伊賀市手数料条例の一部改正)

- 10 伊賀市手数料条例 (平成 16 年伊賀市条例第 115 号) の一部を次のように改正する。

別表第 8 中「伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例」を「伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例」に、「伊賀市公共下水道条例」を「伊賀市下水道条例」に、「第 8 条」を「第 6 条」に改める。

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

- 11 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 (平成 16 年伊賀市条例第 116 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長」を「市長 (伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 272 号) 第 1 条第 2 項に規定する下水道事業の事務に係るものについては、上下水道事業管理者)」に改める。

(伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 12 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 185 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例

第 1 条中「設置及び」を削る。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条中「市長」を「上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 1」に、「市長」を「管理者」に改め、同条



第3項中「第7条」を「第5条」に、「市長」を「管理者」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「第8条」を「第6条」に、「第9条」を「第7条」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に、「第9条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第12条を第10条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第6条」を「第4条」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項第1号中「第8条」を「第6条」に改め、同項第2号を次のように改め、同条を第14条とする。

(2) 第7条の規定による届出を行わなかった者

別表第1を削る。

別表第2中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同表壬生野東部浄化センターの項中「第9条」を「第7条」に、「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改め、同表上三ヶ区地区農業集落排水処理施設中矢地区農業集落排水処理施設第1中矢地区集落排水処理施設第2（単独）の項中「市長」を「管理者」に改め、同表鞆田地区農業集落排水処理施設の項中「市長」を「管理者」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第2とする。

(伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改

正)

- 14 伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の管理に関する条例

第 1 条中「設置及び」を削る。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中「第 3 条」を「伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 272 号）第 1 条第 2 項」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条を第 8 条とする。

第 11 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条を第 10 条とする。

第 13 条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 11 条とする。

（伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市大山田農業集落家庭生活雑排水処理施設の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

- 16 伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 16 年伊賀市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第7条及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

(伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市下水道条例の一部改正)

- 18 伊賀市下水道条例（平成16年伊賀市条例第219号）の一部を次のように改正する。

「第1節 公共下水道の設置（第2条の2）

第2節 排水設備の設置等（第3条—第8条）

目次中 第3節 公共下水道の使用（第9条—第17条）

第4節 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第18条—

第5節 雑則（第23条—第32条）

「第1節 排水設備の設置等（第3条—第8条）

第2節 公共下水道の使用（第9条—第17条）

を

第3節 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第

第22条）

第4節 雑則（第23条—第32条）

」

に改める。

18条—第22条)

」

第1条中「設置、管理並びに」を「管理及び」に改める。

第2章第1節を削る。

第4条第2号中「規則の」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が」に改め、同条第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第2章第2節を同章第1節とする。

第10条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条第1項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第2項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条から第17条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第2章第3節を同章第2節とする。

第18条から第20条までの規定及び第22条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第2章第4節を同章第3節とする。

第23条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第25条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第26条中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第28条ただし書中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第29条から第31条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第32条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第2章第5節を同章第4節とする。

第35条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第36条第5号及び第6号中「怠った者」を「行わなかった者」に改める。

別表第1から別表第4までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(伊賀市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市下水道条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

- 20 伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例（平成16年伊賀市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第2条から第9条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 22 上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第221号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条

を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項各号中「市長」を「管理者」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第6条」を「第4条」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「市長は、次の」を「次の」に改め、同項第1号中「第8条」を「第6条」に、「市長」を「管理者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第8条の規定による届出を行わなかった者

第16条第2項中「偽り」を「詐欺」に改め、同条を第14条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、同表を別表とする。

(上野新都市産業污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 この条例の施行の際現に改正前の上野新都市産業污水处理施設の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正)

- 24 伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、

同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第4条から第6条までの規定、第8条、第10条第2項及び第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第10条第2項の規定による届出を行わなかった者

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

25 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

26 伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第273号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例

第1条中「伊賀市水道事業の設置等に関する条例」を「伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「水道事業の管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

27 伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年伊賀市条例第274号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条及び第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第4条の2中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

(伊賀市水道事業給水条例の一部改正)

28 伊賀市水道事業給水条例（平成16年伊賀市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(伊賀市水道水源保護条例の一部改正)

29 伊賀市水道水源保護条例(平成16年伊賀市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「水道部施設課」を「上下水道部水道施設課」に改める。

(伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

30 伊賀市特別職報酬等審議会条例(平成16年伊賀市条例第295号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。